



島根県報

平成20年12月5日（金）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 （下水道推進課） 2

告 示**島根県告示第946号**

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「昭和22年政令第16号」の次に「。以下「政令」という。」を、「必要な資格」の次に「（以下「入札参加資格」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（入札参加資格）」に改め、同条中「要件を満たす」を「事項を要件とする入札参加資格を有する」に改め、同条第2号中「又は」を「、又は」に改める。

第3条中「前条の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査」を「入札参加資格審査」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

前条に規定する入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定に係る審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けなければならない。

2 政令第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）は、入札参加資格審査を受けることができない。

第4条第1項中「入札参加資格の認定」を「入札参加資格審査」に改め、「別記様式」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同項第4号中「又は」を「、又は」に改め、「証明書」の次に「（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）」を加え、同条第2項中「前項の書類」を「第1項の規定により提出する書類」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により提出する書類のうち、申請書及び委任状は日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

第5条中「入札参加資格の審査」を「入札参加資格審査」に改める。

第7条第1項中「受けた者」の次に「（以下「有資格者」という。）」を加え、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項及び第4項」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（登録の更新を証明する書類の提出）

第8条 有資格者は、登録規程第2条第3項の規定により登録の更新を受けたときは、直ちにその旨を証明する書類の写しを知事に提出しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定により提出する書類について準用する。

（認定の取消し）

第9条 知事は、有資格者が第2条第1号に該当しなくなったとき、又は第3条第2項に規定する者に該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成20年12月5日から施行する。